

令和5年度令和の日本型学校体育構築支援事業  
**体育学習サポーター派遣事業**  
実施要項



1 目的

体育・保健体育授業において、専門的な指導力を有するサポーターを授業協力者として派遣し、専門性を生かした指導体制の整備、学習指導要領に基づいた体育授業の充実と、教員の資質向上を図る。

2 派遣するサポーター

学習指導要領の理解を深めた次の者とする。派遣にかかる謝金及び旅費は本課が支給する。

- (1) 競技団体の会員、元警察官、元教員
- (2) 公立高等学校保健体育科教員で競技の専門性を有する者
- (3) その他、学校教育活動に理解があり、現在、体育学習のサポーターとして活動中の者など

3 派遣内容

(1) 派遣形態

- ① 小学校教員や中学校保健体育科教員とのチームティーチングによる専門性を生かした体育授業の展開と指導を行う。(主となる授業計画は学校が担当し、T2として派遣)
- ② 発達の段階に応じ安全面に配慮した段階的な指導方法等を用いた支援、運動の技能のポイントやコツを例示する。

(2) 派遣対象

- ① 小学校の体育授業へ派遣 ⇒ 課題が見られる領域(単元)
  - ・器械運動系
  - ・水泳系
  - ・陸上系
- ② 中学校の体育授業へ派遣 ⇒ 武道、ダンスの領域(単元)
  - ・柔道
  - ・剣道(体験型及び防具借用のみ可)
  - ・ダンス

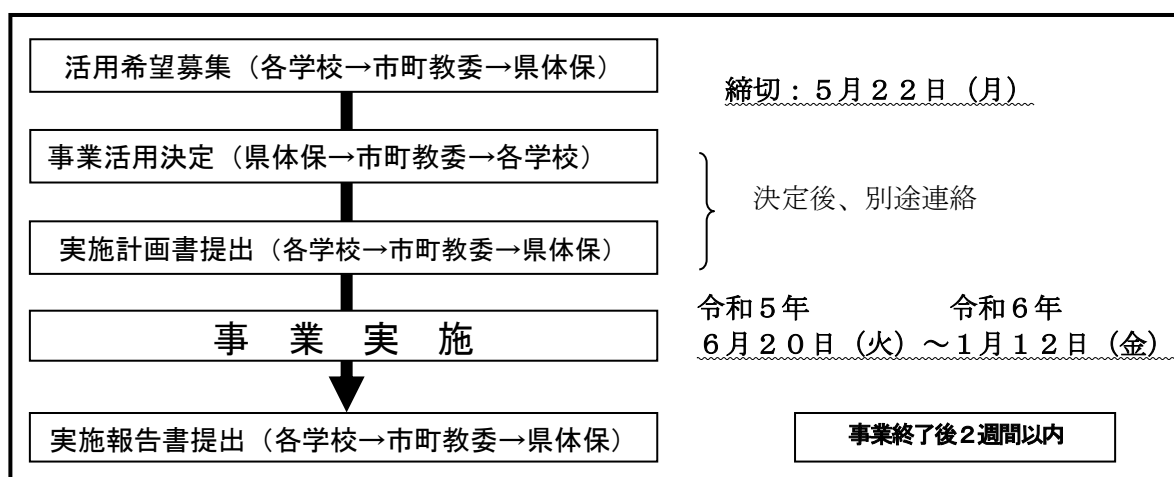
※新たな武道種目に触れる機会として、新しく示された武道種目(空手道等)の指導者を柔道、剣道希望校に派遣し、生徒がより多様な武道種目に触れる機会を提供する。

- (3) 派遣日数及び時数  
派遣の際、同日に複数授業を計画するなど、派遣日数が少なくなるよう配慮すること。  
 1領域につき 7時間を上限とする。  
 ※ 柔道、剣道希望校に空手道等の指導者を1時間派遣する。  
柔道、剣道希望校の上限は(7時間+1時間=8時間)とする。

※ 防具の借用のみも可能。

- (4) その他  
 希望どおりサポーターを派遣できないことや、派遣時数(日数)の調整をお願いすることもある。

#### 4 各事業の流れ



※ 県立学校及び私立小・中学校については、直接、県体育保健課へ申請すること。

#### 5 事業活用の申請、実施計画・報告について

- (1) 申請にかかわる留意事項
- ① 複数領域を重複して申請することができる。
  - ② 事業活用申請が多数の場合、1学校あたりの派遣希望合計回数、指導の経験がない教員や指導に不安を感じている教員が担当する授業への派遣を優先する。
- (2) 実施計画書の提出  
 事業決定校は、決定通知時に配布する様式により、派遣するサポーターとの調整が済み次第、県体育保健課へ提出すること。
- (3) 実施報告書等の提出
- ① 事業実施校は、派遣終了後2週間以内に実施報告書及び事例報告書を提出すること。
  - ② 教員及び児童生徒へのアンケートの実施及び提出
    - ・ サポーター派遣による効果を知るため、事業実施校に教員及び児童生徒へのアンケートの実施をお願いする。
    - ・ 教師用アンケートと児童生徒用集計表を提出すること。(児童生徒用アンケート用紙の提出は不要)

#### 6 サポーター派遣に伴うその他の留意事項

- (1) 派遣に伴い、県の規定によりサポーターに謝金及び旅費を支給する。ただし、市町教育委員会等から謝金及び旅費の支給を受けているサポーターへは支給できない。
- (2) サポーターは、県の負担によりスポーツ保険に加入する。(各所属で加入している場合は加入しない。)
- (3) 希望申請時の計画の途中変更や、やむを得ない事情での中止等については、速やかに県体育保健課へ連絡すること。